

## 木津川下流河川保全利用委員会 結果報告

日 時：平成31年 1月18日(金) 13時30分～15時10分  
 場 所：京田辺市商工会館（京田辺市）  
 参加者数：委員5名、占用者17名、一般傍聴者0名  
 河川管理者4名、事務局3名



委員会の様子

### 1. 議事内容および出席者

木津川下流河川保全利用委員会の議事内容及び出席者は、以下に示すとおりであった。

#### 議事内容

- 1) これまでの会議の報告
  - (1) 平成30年度 連絡調整会議の報告
  - (2) 平成30年度 占用者説明会の報告
- 2) 平成30年度審議対象案件の審議
  - (1) ランクA案件
- 3) 一般傍聴者からの意見聴取
- 4) その他



委員会の様子

#### 出席者

	委員名	所属・役職	備考	出欠
委員	村上 興正	元京都大学理学研究科 講師	委員長	○
	宗田 好史	京都府立大学 生命環境学部 教授 副学長	副委員長	○
	坂東 美紀	公益財団法人 京都府体育協会 事務局長		○
	久保田 洋一	(株)関西総合研究所 研究フェロー		○
	辻本 哲郎	名古屋大学 名誉教授		欠席
行政委員	藤岡 栄	京都府環境部自然環境保全課 課長	○代理 (四方副課長)	
	片山 嘉徳	京都府教育庁指導部社会教育課 課長	欠席	

## 2. 現地視察

委員会開催に先立ち、下記の行程で現地を視察した。

現地視察先	占有者
No. 34 川口市民公園	八幡市
No. 33 木津川河川敷運動広場	久御山町
No. 35 京都府木津川運動広場	京都府
No. 31 城陽市立木津川河川敷運動広場	城陽市
No. 36 田辺木津川運動公園	京田辺市

※No. 33 と No. 35 は同一箇所であり、一体として視察した



No. 34 川口市民公園



No. 33 木津川河川敷運動広場  
No. 35 京都府木津川運動広場



No. 31 城陽市立木津川河川敷運動広場



No. 36 田辺木津川運動公園

### 3. これまでの委員会の報告

本年度実施した、「連絡調整会議」、「占用者説明会および勉強会」の内容について報告した。

### 4. 占用地の個別審議

平成 30 年度審議対象案件の 5 案件について審議した。審議対象案件に対する委員会意見は次のとおりである。

#### ◆共通事項

- ・草貼りのグラウンドは、冠水しても土砂の流出が抑制されており、評価できる。
- ・今年度審議対象の占用地は、管理状態は良好であり、河川環境に関する普及啓発にもよく努められ、評価できる。
- ・占用範囲が現地でわかりにくいので、杭を打つなどの工夫に努められたい。
- ・さくらであい館の整備により、サイクリング利用者が増加している。有名なサイクリングロードと比べ、木津川沿川のサイクリングロードは未完成といえる。今後増加する観光利用者に、河川環境、川の自然そのものを楽しんでもらえるような取り組みに努められたい。

#### ◆No.34 川口市民公園(八幡市[都市整備部 道路河川課];ランクA)

- ・道路の占用地となっている堤防坂路と法面は、公園部分とは占用の意味が異なるため審議対象ではないが、現状の管理を継続されたい。
- ・「八幡のまちの小さな仲間たち」はよくまとまった良い資料である。スポーツ利用者に対する啓発ツールとして一層活用されたい。
- ・看板の盤面について、定期的に修復・更新されたい。
- ・ランク A を継続し、占用期間は 3 年とする。

#### ◆No.33 木津川河川敷運動広場(久御山町[事業建設部 都市整備課];ランクA)

#### ◆No.35 京都府木津川運動広場(京都府[山城北土木事務所 施設保全室];ランクA)

- ・同一箇所のため一体的に審議した。
- ・河川レンジャー等の組織と連携した環境学習に関する取組みを、今後も継続されたい。
- ・災害復旧時の土砂の持ち込みを最小限とするなど、過年度の指摘が守られており評価できる。
- ・ランク A を継続し、占用期間は 3 年とする。

#### ◆No.31 城陽市立木津川河川敷運動広場(城陽市[教育委員会 文化スポーツ推進課];ランクA)

- ・添付された参考資料の写真に、わかりやすく日付やコメントを入れてもらいたい。
- ・グラウンドを利用する少年団を対象とした環境学習の実施についても検討されたい。
- ・ランク A を継続し、占用期間は 3 年とする。

#### ◆No.36 田辺木津川運動公園(京田辺市[建設部 施設管理課];ランクA)

- ・外来種についての正しい知識は、無意識の環境破壊を未然に防ぐことができるため、啓発は重要である。今後も継続して努められたい。
- ・ランク A を継続し、占用期間は 3 年とする。

### 5. 一般傍聴者からの意見聴取

- ・なし

以 上